

●香川県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称		所 在 地	開 設 者
	変 更 前	変 更 後		
平成25年 4月1日	社団法人香川県薬剤 師会営西部調剤薬局	香川県薬剤師会営西 部調剤薬局	善通寺市善通寺町4 丁目7番28号	一般社団法人香川 県薬剤師会